

未来へと命を繋ぐ 189(いちはゃく)

子どもの虐待の件数は年々増加しています。まずは、子どものSOSに大人が気づくこ とが大切です。「勘違いでは」「できれば関わりたくない」などの理由で、相談することや 通報をためらわないでください。皆さんの気づきと勇気が子どもたちの笑顔を守ります。

児童虐待とは 何でしょうか?

保護者がその監護※する子どもの身体に危害を加えたり、適切な保護や養育を行 わず、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長や発達を損なう行為で、次の4つに分類 されます。 ※監督し保護すること

●身体的虐待

子どもの生命や健康に危険のある身体的な暴力

<例> 殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞 める、溺れさせる、逆さ吊りにする、 たばこの火を押し付ける、異物を飲 ませる、戸外に締め出すなど



❸養育放棄(ネグレクト)

保護の怠慢や拒否により健康や安全を損なう行為

<例>子どもに食事を与えない、入浴 させない、子どもの意思に反して登 校させない、車の中に子どもを放置 する、その他保護者としての監護を 著しく怠ること



2性的虐待

子どもに性的ないたずらをしたり、性的な関係 を強要したりすること

<例>性的行為の強要、性的行為を見せる、ポルノ グラフィの被写体にするなど

4 心理的虐待

暴言や差別的な態度などで子どもの心を傷つ ける行為

<例> 言葉による脅かし、無視や拒否的な態度を示し て子どもの心を傷つけたり、子どもの目の前でのド メスティック・バイオレンスなど(子どもへの被害が 間接的なものについてもこの虐待に含まれます。)

地域の みんなで 見守りを

地域全体で子育で中の家族を温かく見守って支えて行くこ とが、児童虐待の防止につながります。さりげない声かけや、 困ったときの手助けなど、ちょっとした優しさや心遣いが、子育 て中の家族にとって大きな支えや励みとなります。やさしくひ と声かけてください。



虐待かもと思ったら迷わず連絡を ☎189番へ(児童相談所全国共通ダイヤル)

児童虐待防止法により、児童虐待を受けたと思わ れる児童を発見した場合は、発見者の方に市または児 童相談所へ通告することが義務づけられています。近

所の子どもの様子がおかしい、虐待かも?と思ったとき は迷わず連絡してください。通報者のプライバシーは 法律で保護されています。匿名でも構いません。

<連絡、相談は下記でも受け付け>

多治見警察署 生活安全課 TEL 22-0110 ※緊急事態の場合は110番通報 東濃子ども相談センター TEL 23-1111(代) 市役所子ども支援課 TEL 23-5609(直通)

問子ども支援課 安井 TEL 23-5609